

大船渡市ホームページリニューアル業務 業務提案仕様書

1 業務の概要

(1) 業務名

大船渡市ホームページリニューアル業務（以下「本業務」という）

(2) リニューアル後のホームページ公開日

令和7年3月14日（金）予定

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) リニューアル方針

下記のリニューアル方針に基づいて本業務を実施すること。

ア 利用者がより見やすく、わかりやすいホームページとなること。

イ 本市の特色が反映されたホームページであること。

ウ 優先度の高いページ（トップページ、サイトマップ、アクセス数が多いページ等）について、JIS X 8341-3 : 2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器・ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」（以下、JIS8341-3）に配慮したコンテンツとなること。また、当該ページ以外についても、アクセシビリティを配慮したコンテンツとなること。

エ 職員の誰もが簡単に情報を掲載でき、統一されたデザインのホームページ更新ができること。

エ 災害発生等の緊急時でも迅速かつ継続的に情報を提供できるホームページであること。

オ 将来的な情報テクノロジーの変化に合わせた機能追加やデザイン変更が可能なホームページであること。

(5) 業務概要

主な業務項目は下記の通りとする。

ア コンテンツ管理システム（以下「CMS」という。）の導入・構築・設定

イ ホームページの構造・運用設計およびデザイン制作

ウ コンテンツの企画立案・構築

エ アクセシビリティへの対応

オ 現行ホームページのコンテンツ移行

カ 操作・運用マニュアルの提供

- キ 操作研修
- ク 保守・運用支援
- ケ 独自提案

(6) 対象ホームページ

- ア 大船渡市ホームページ (<http://www.city.ofunato.iwate.jp/>) 以下の各コンテンツを対象とする。
- イ 別途、本市の特定のコンテンツに関して提案者が企画立案を元に CMS 内に特設サイトとして再構築すること。予定コンテンツは2件とする。

(7) 対象外ホームページ

原則、「<http://www.city.ofunato.iwate.jp/>」以外のドメインは、対象外とする。

(8) 現行サイトの状況

- ア ページ数 約 3,000 ページ
- イ 操作職員数 約 100 ユーザ

2 リニューアル業務

(1) サイト設計

ホームページの設計方針は以下のとおりとし、現行の課題、リニューアルの目的や基本理念・方針等を勘案し、ユーザビリティに配慮したサイト設計を行うこと。

- ア 目的とするコンテンツに、原則3クリック、最大5クリック程度でたどり着く階層構造とすること。
- イ 利用者にとっての使いやすさを優先し、カテゴリからコンテンツの内容が想像できるカテゴリ分類となるように設計を行うこと。
- ウ レスポンシブデザインとし、単一のファイル作成でパソコン、スマートフォンやタブレット端末等異なるデバイスに対して表示内容が最適な状態に変化すること。

(2) デザイン

現行ホームページの課題、リニューアルの目的等を分析し、適切と考えるデザインを複数提案すること。また、構築時に目次ページ・詳細ページのデザイン案を作成し、適宜本市と協議することで、品質の向上に努めること。

- ア ホームページの全体構成、掲載項目の整理、利用者のアクセシビリティ、ユーザビリティ等を考慮すること。
- イ スマートフォン等のスマートデバイスからの閲覧が十分考慮されていること。

- ウ 本市の特徴を反映させたデザインとすること。
- エ 緊急性、必要性が高い情報を目立つところに適宜配置できるようにすること。
なお、緊急情報はトップページへの表示、非表示が設定できること。
- オ 災害が発生した場合にスムーズな情報提供を可能にするため、画像等を除いた災害用のトップページを作成すること。

(3) テンプレートの作成

作成したデザインに基づき、コンテンツ作成・編集等を行うためのテンプレート設計、開発を行うこと。業務用途に応じた複数のテンプレートを作成すること。また、職員で自由にレイアウト作成できるテンプレートを準備すること。

(4) アクセシビリティ対応

JIS X 8341-3:2016 に配慮し、レベル AA に準拠したホームページコンテンツを作成することを原則とする。ただし、現行データの仕様等や運用上（ブラウザの拡張機能やプラグインなどを必要とするコンテンツ、PDF ファイル、動画ファイルなどは対象外とする）の理由で、一部コンテンツを除外する場合がある。

ア リニューアル時のサイト構成、ページデザイン等に適用するウェブアクセシビリティガイドラインを作成すること。

イ アクセシビリティの評価は、総務省より配布されたアクセシビリティ評価ツール（miChecker）」を用いた試験を行うこと。また、ホームページ公開後、同試験結果を公開すること。

(5) コンテンツ移行要件

ア 移行作業の最適な方法、スケジュール、役割分担等を記した「コンテンツ移行計画書」を作成し、提示すること。

イ カテゴリページ、サイトマップのように CMS で自動的に作成されるコンテンツを除き、再構築範囲のコンテンツは、原則として受託者が移行すること（移行コンテンツは 3,000 ページを想定）。

ウ 移行後のページは、CMS を用いて修正、公開、削除作業が行える状態にすること。

エ ページに添付されている PDF などのファイル、画像についても移行すること。

オ 移行する際、アクセシビリティ上の問題が生じた場合は、アクセシビリティガイドラインに基づき受託者で修正すること。

(6) コンテンツ移行後の検証

ア コンテンツ移行の検証後、「コンテンツ移行報告書」を作成し、提出すること。

イ 本市の検証において不備が発覚した場合は、受託者にて修正対応すること。

3 CMS仕様

ホームページの維持管理を行うためのCMSを導入する。CMSを利用するユーザ、カテゴリ名及び階層構造、本市組織情報、ページ生成用のCMSテンプレートを構築及び設定すること。なお、CMSに求める機能は、別紙「CMS機能要件一覧」に示す。

(1) システム基本構成

公開サーバ、CMSサーバ及びバックアップ装置を含むすべての機器を本市庁舎内に設置せず、インターネットデータセンター（以下、「IDC」という）を利用したASP/SaaS方式とし、機器・ネットワーク回線等の維持管理等一切を受託事業者が行うものとする。

ア 運用に関する問い合わせ窓口、障害受付窓口を用意すること。

イ 24時間365日、有人にて監視可能な体制を確保すること。

ウ システムのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性をもたせること。

エ サーバダウン等トラブルが発生した場合でもサービス停止が生じないような措置を講じること。

オ 構築に当たっては十分なセキュリティ対策を講じること。サイト内の全ページにおいて、常時SSL化に対応すること。なお、SSLの更新手続きについては受託者が責任を持って行うこと。

(2) ウェブページの形式

生成されるウェブページは、原則として全て静的に生成されるウェブページとする。ただし、必要に応じて動的に生成されることが適当なウェブページを提案する場合は、別途本市と協議の上決定する。

また、更新内容は即時に反映できるような仕組みを取ること。時間差もしくは定期反映になる場合はその旨を提案書に明記すること。

(3) 動作環境

本市の業務ネットワークに接続されたクライアント端末からブラウザからHTTPS通信にて利用可能で、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムであること。なお、本市の業務ネットワークに接続されているクライアント端末の環境は次のとおりである。

OS : Windows10以降

ブラウザ : MicrosoftEdge、GoogleChrome、Firefox

※通信は全て岩手県セキュリティクラウドを経由した通信となる。

(4) ネットワーク

災害時等緊急の場合については、本市の業務ネットワーク以外の場所から本市ウェブサイトの更新が可能となる仕組みを構築すること。

(5) セキュリティ

ア サーバについては、常に最新バージョンを維持してウィルス感染等を防止すること。

イ 情報漏えい対策が十分にとられていること。

ウ 異常または障害が発見された際には、直ちに本市へ連絡すること。

エ 運用するサーバおよびアプリケーションは、SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング等のサイバー攻撃に対する脆弱性がないこと。また、OS やアプリケーションにセキュリティホール等の脆弱性が発見された場合、早急にセキュリティパッチを適用するなど、一部の例外を除き、追加の費用なしに修補すること。

(6) データセンター要件

本業務におけるサービスは、別紙「データセンター要件一覧」を満たしたデータセンターより提供すること。

4 職員支援要件

(1) 操作マニュアルの作成

ア ホームページを作成する際に一般的に必要なアクセシビリティの知識、注意すべき事柄を説明するためのアクセシビリティガイドラインを作成すること。

イ CMS の操作方法について「アクセシビリティガイドライン」および、システム操作マニュアルを作成すること。なお、特別な知識を持たない一般職員でも、内容を見ただけで操作ができるよう、わかりやすい表現で記述された操作マニュアルであること。

(2) 職員研修の実施

システム管理者、承認者、作成者を対象に、導入時に操作研修を実施すること。開催時期等については本市と協議の上、柔軟に対応すること。

ア 作成者向け操作研修（職員 20 名に対し 4 回×2.5 時間程度）

イ 承認者向け操作研修（職員 20 名に対し 2 回×1 時間程度）

ウ システム管理者向け操作研修（職員 2 名に対し 1 回×1 時間程度）

なお、研修実施における会場や操作端末、環境は本市が準備する。

5 運用・保守業務

(1) 運用・保守要件

- ア 公開するホームページ及び CMS は 24 時間 365 日の稼働を原則とし、ハードウェア障害の早期発見・予防に努めること。
- イ システムの安定的運用をはかるため、ソフトウェア、設備・機器、セキュリティに関して定期的な保守を行うこと。
- ウ ソフトウェアに対して、OS 等のパッチ適用、バージョンアップを行うこと。

(2) システム監視

- ア システム稼働監視を実施し、システムの可用性を確保すること。
- イ 異常発生時には障害時対応マニュアルに基づき迅速に対応し、障害の局所化、システム停止の回避や停止時間の最短化に努めること。
- ウ 具体的な監視項目は以下の通りとする。
 - (ア) ネットワーク稼働監視
 - (イ) ネットワーク負荷状況（トラフィック）
 - (ウ) サーバの稼働監視
 - (エ) プロセス監視（OS 系、アプリケーション系）
 - (オ) ログ監視
 - (カ) サーバの負荷監視（CPU、メモリ、ディスク）
 - (キ) 不正侵入検知（ワームや Dos 攻撃等の不正なパケットの検出）
 - (ク) サーバ上のファイルの改ざん
- ア サーバ及び運用管理端末のコンピュータウイルス対策や、本システムに対する不正アクセス等のチェックを常に実施するなど、万全なセキュリティ管理を行うこと。ウイルスや不正アクセスを検知した場合には、直ちに適切な対応を実施すること。
- イ 不正侵入、障害を検知した場合はすみやかに本市へ報告し、対策を講じること。
- ウ 障害時の早期回復のため、1 日 1 回以上バックアップを行うこと。
- エ バックアップデータは日次 5 世代管理すること。
- オ 計画停止の際は、やむを得ない場合を除き以下の予定で本市へ連絡すること。
 - (ア) 利用者側（住民側）：3 週間前
 - (イ) 管理者側（職員側）：1 週間前
- カ セキュリティに関する理由などにより、それがシステムに与える影響が大きいと判断した場合には、システムの緊急停止を行い、すみやかに本市に報告すること。

(3) 障害対応

- ア 障害に対して、予防、発生時の迅速な処理手順、再発防止のための方策などについて障害管理計画を作成し、安定的な稼働管理を行うこと。
- イ 障害が発生した場合は、本市に迅速に連絡するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復帰すること。また、本市が障害を発見した場合、電話、メールによる問い合わせに対応すること。
- ウ データセンターにおいて障害の一時切り分けを実施すること。
- エ 稼働診断、定期点検等により障害の予防を行うこと。
- オ 障害対応履歴の集積・分析、障害原因の分析により再発防止を行うこと。

(4) バージョンアップ対応

- ア CMS に対して性能や品質強化、新たな機能の追加及び新たな OS やブラウザへの対応等、契約の範囲内において対応すること。

(5) 問い合わせ対応

- ア 問い合わせ窓口（サポート窓口）と設置し、操作に関する問い合わせ等に対応できる体制があること。
- イ 原則として平日（土・日曜日、祝日を除く）の 8 時 30 分から 17 時 30 分までとする。ただし、緊急時は、本市と協議の上対応すること。また、原因の究明、対処・復旧作業等までのスケジュールを本市と協議の上、確実に実施すること。
- ウ 問い合わせの受付回答は、電話、FAX、及び電子メールとする。ただし、緊急性の高いものについては電話を利用すること。

(6) 災害時・緊急時の対応

- ア 24 時間 365 日の監視体制があり、休日・夜間であっても迅速に対応すること。
- イ 災害時・緊急時のサポートは別途費用なしで対応すること。
- ウ 大規模災害の発生により、庁舎内パソコンから CMS にアクセスできないケースを想定し、庁舎外からウェブページを作成・公開できる仕組みを実現すること。なお、ホームページ更新を継続するための工夫について提案書に明記すること。

(7) 拡張性

- ア 本市の他システムとの連携等、本市の情報システムの運用に合わせた機能追加やデザイン変更が可能なホームページとする。

(8) その他の提案

専門的な立場から、他市事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。

6 納品

本業務完了後、速やかに下記の書類等を提出すること。紙媒体及び電子媒体（CD-ROM）を各1部納品すること。

- (1) プロジェクト計画書
- (2) デザイン設計書
- (3) コンテンツ移行計画書
- (4) コンテンツ移行報告書
- (5) 操作マニュアル
- (6) アクセシビリティガイドライン
- (7) アクセシビリティ試験結果
- (8) 議事録

7 検収

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。

本市は納入日から10営業日以内に納品物の検査を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。また、本市は再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

(1) 再委託

受託事業者は、デザイン、設計、データ移行、公開、保守など各工程を一括して受託者内で完結できること。基本的には第三者委託を禁止とする。ただし、作業工程の一部を委託する場合には、あらかじめ本市の同意を得るものとし、再委託先に行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

(2) 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項および業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

(3) 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

ア 本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、

受託者に帰属するものとする。ただし、本市はあらかじめ、受託者の許諾を得た場合には、業務の成果品等を元に翻案して、二次著作物を制作し、譲渡、貸与等を行うことができる。

イ 業務の成果品等に、受託業者が従前から補修する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本市は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

ウ 受託者は、本市に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

8 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託業者は本市と協議を行うこと。

以上